

『故郷（ふるさと）』

作詞：高野辰之

作曲：岡野貞一

うさぎ追いし かの山
こぶな釣りし かの川
夢は今も めぐりて
忘れがたき ふるさと



写真は歌のイメージです

特集

8月は同和問題啓発強調月間です

～自分を見つめてみましょう～

● 問合せ 生涯学習課人権・同和教育係 (☎ 3186)

人にはそれぞれ故郷があります。生まれ育った場所に、愛情や誇りを持って生活しています。言うまでもなく、人は生まれる場所を選ぶことはできません。あたりまえの話です。

それなのに、私たちが暮らす社会には、この『あたりまえ』のことを理由にした、いわれない差別があります。生まれた場所や育った場所、住んでいる場所で人の値打ちに差をつける『部落差別』です。偏見による不当な選考で就職できなかったり、世間体を気にする両親や親類に結婚を反対されたり、部落差別によって引き起こされる日常生活の中のさまざまな人権侵害は『同和問題』と呼ばれ、日本における最も深刻で重大な社会問題です。

8月は同和問題啓発強調月間です。この機会に自分を見つめてみませんか。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

気軽に参加してください

同和問題啓発強調月間中の催し

2017 同和問題講演会

同和問題に向き合うきっかけとして、市では『同和問題講演会』を開催します。あなたも参加してみませんか。

- 日 時 **8月29日** (火)
午後1時30分～3時
- 場 所 市民センター 文化ホール
- 入場料 無 料
- 演 題 『文福のふれあい人権ばなし
～真の笑いは平等な心から～』
- 講 師 落語家 ^{かつら} **桂** ^{ぶんぶく} **文福** さん

《講師プロフィール》

和歌山県紀の川市出身。昭和47年に三代目桂小文枝（五代目桂文枝）に入門。公益社団法人上方落語協会理事、関西演芸協会役員。『ふるさと寄席・文福一座』の座長として『出会い、ふれ愛、わきあいあい』をモットーに全国を巡演中。『真の笑いは平等な心から』のテーマでの人権講演も好評。大相撲評論家として、相撲誌やラジオなどでも活躍中。

※ 手話通訳・要約筆記を行います。



佐賀県同和問題講演会

- 日 時 8月28日 (月) 午後1時30分～3時20分
- 場 所 武雄市文化会館 大ホール
- 入場料 無 料
- 演 題 『現代の同和問題 ～取材を通して見えてきたこと～』
- 講 師 林 由紀子さん (毎日新聞大阪本社 学芸部記者)

● 問合せ先 佐賀県人権・同和対策課 (☎0952-7063)

部落差別を解消するための 法律が施行されました

平成28年12月16日に公布・施行された『部落差別の解消の推進に関する法律』は、昭和40年に出された、『同和对策審議会答申』の理念が法律になったものです。

この法律では『現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である』とされています。これは、部落差別の解消に正面から取り組む国と地方公共団体の姿勢や講じるべき施策を示したもので、主な内容は次のとおりです。



① 部落差別は過去の問題 ではありません

21世紀は『人権の世紀』と呼ばれていますが、部落差別はまだ解決していません。部落差別は許されない『社会悪』です。一日も早く解消しなければならない重要な課題です。

② 部落差別の解消は私たち 一人一人の課題です

部落差別は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。私たち一人一人が正しい理解と認識を深めることが、部落差別のない明るい社会の実現につながります。

③ 部落差別の解消は行政の責務です

インターネット上で差別を助長する情報が拡散されるなど、部落差別は潜在化、陰湿化しています。国や地方公共団体は、部落差別の解消に向けた効果的な施策を行います。

④ 部落差別を受けた人への 相談体制を確立します

部落差別による被害者は、カミングアウトによる二次的被害を恐れ、相談を断念するケースも少なくありません。国や地方公共団体は、的確に対応できる相談体制を整備します。

⑤ 部落差別に重点をおいた 教育・啓発を展開します

同和問題は、因習によって世代を超えて引き継がれてきた日本固有の人権問題であり、なくさなければならない深刻な『負の文化』です。このことを念頭に、国や地方公共団体は、部落差別に重点を置いた効果的な教育・啓発を行います。

⑥ 取り組みの効果を検証します

現在を知らずに未来を語ることはできません。国や地方公共団体は、これまでの部落差別を解消するための取り組みの成果や問題点を検証し、今後の指針とするための実態調査を行います。

同和問題の解決のために

私にできることは

差別とは

差別は、差別をする人が自分に都合のいいことを正当化するために、理由にならないことを口実にして人権を侵害する行為です。

▽差別は、差別をする人がいるから起ります。

▽差別は、無知や無関心から生まれます。

▽差別は、人を不幸にします。

▽差別は、自信・夢・命・仲間を奪います。

差別は自然にはなくなりません

「そつとしておけば差別はなくなる」と考える人は少なくありません。いわゆる『寝た子を起こすな』です。しかし、差別が自然になくならないことは歴史が証明しています。『そつとしておくこと』は、差別されている人に「差別がなくなるまで我慢してください」と言っているのと同じです。差別は、なくそうとしなければなりません。

差別は見ようとしなければ見えません

『見えないこと』と『無い』ことは違います。差別は見ようとしなければ見えません。自分が知らないから差別はないと考えず、差別がどこに隠されているのかを見抜く力を身に付けることが大切です。そのためには、さまざまな学びの場を通して正しい理解と認識を深め、確かな人権感覚を育むことが必要です。

同和問題で大切なこと

同和問題は『差別される人』の問題ではなく『差別する人』の問題です。したがって、大切なことは「なぜ差別をされ

あなたが変われば社会が変わります

「差別をなくす」というと、なんだか凄いいことをするようで、自分には何もできそうもないような気持ちになってしまいます。でも、私たちが「自分にもできることがある」と思えたら、同和問題は解決へ向けて大きく動き出すはずで、社会は私たち一人一人からできています。あなたが変われば、社会も変わります。

自分を見つめましょう。差別をなくす第一歩は、自分と向き合うことから始まります。

Q&A

差別はまだあるのですか？

「今の時代に差別が起きているのですか」という声が聞かれます。確かに公然と差別的な言葉を使ったり、明らかに差別と分かるような身ぶりをしたりする差別行為は少なくなっていますが、部落差別がなくなったわけではありません。

就職や結婚に関する身元調査や、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みが行われるなど、その状況は潜在化、陰湿化しています。差別を受けても告白できない人も多く、その実態が表面化しない場合も少なくありません。『いじめ』が表面化しにくいことと似ています。

Q&A

身元調査は差別なのですか？

就職や結婚の際に、相手の本籍地や家族状況を調べる身元調査は、極めて深刻な人権侵害行為です。知りたいことは、直接相手に聞くべきです。自分がされて嫌なことは相手もきっと同じです。

近年では、一部の人が、有資格者（※）の職務権限を悪用して戸籍謄本や住民票の写しを不正取得し、調査会社などに販売する事件も起きています。このような事件が起きるのは、身元調査を依頼する人がいるからです。

伊万里市では防止策として、本人や家族以外の第三者が取得した場合、本人に通知する『本人通知制度』を導入しています。



※有資格者とは、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士の8つの業種のことです。

市人権・同和教育 地域推進員とは

市教育委員会が委嘱する、地域における人権・同和教育のリーダーです。各町（地区）に2名ずつ、26名の推進員が活動しています。昭和54年にスタートした、伊万里市独自の制度です。

市人権・同和教育 推進協議会とは

同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目的に、昭和52年に発足した、市民の代表（区長、自治公民館長、民生委員・児童委員、小・中学校PTAなど）で構成する人権啓発団体です。

研修講座を開催してみませんか

市では、同和教育担当の社会教育指導員を4名配置し、市民の皆さんへのきめ細やかな教育・啓発に取り組んでいます。サークルや企業へ講師として派遣しますので、気軽に申し込んでください。交通費や謝礼は不要です。詳しくは生涯学習課へ問い合わせてください。



研修講座 Q & A

◆どこで開催してもいいの？

- 各行政区の公民館など、市内であれば希望の場所へ講師を派遣します（個人宅は除きます）。

◆いつでもいいの？

- 土・日曜日、祝日も派遣します（12月29日～1月3日は除きます）。
- 午前9時～午後9時の間で、1回あたり1～2時間程度でお願いします。
- 参加者数が多い場合は、複数回に分けての研修にも応じます。

◆どんな研修内容？

- 同和問題をはじめ、さまざまな人権問題についてお話しします。
- 研修内容を企画することもできます。
- 参加者の要望に合わせて、啓発映画などの視聴覚教材を使用することもできます。

◆研修の費用は？

- 講師の交通費や謝礼などは一切不要です。ただし、有料の会場で開催する場合、会場使用料などは依頼者で負担してください。

◆申込方法は？

- 開催予定日の3週間前までに生涯学習課へ相談してください。できるだけ希望の日時に講師を派遣します。
- 日時などが決定した後、派遣依頼書を提出してください。

市では、市民の皆さんへの人権意識の浸透による『人権文化の創造』をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決を図るため、『市人権・同和教育推進協議会』や『市人権・同和教育地域推進員』など市民の皆さんとの協働で、地域に密着した各種研修講座を開催しています。皆さんも、身近な研修講座に参加してみませんか。

あなたも私たちと一緒に 学びませんか

■なるほど！ザ・人権セミナー／輝く女性のための人権講座

地域に根差した教育・啓発を展開するため、指導者養成講座を計画的に開設し、等身大の身近なリーダーを育成しています。

■地区巡回講座

各行政区の公民館で、市民の皆さんと膝を交えて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について語り合っ

ています。皆さんからの質問や意見は、生きた教材として本市の教育・啓発の指針となっています。

■各種団体における研修講座

老人クラブ、民生委員・児童委員、小・中学校PTA、保育園・幼稚園児の保護者など、幅広い年齢層の皆さんを対象にした研修講座を開催し、学びの裾野を広げています。

■職場への出前講座

職場を『学びのステージ』

と位置付け、市民の皆さんのライフスタイルに即した学習機会を提供するとともに、風通しの良い職場環境づくりをお手伝いしています。

■小・中学生の人権作品展

12月の人権週間にあわせ、小・中学生の書道やポスター、標語などを展示する『人権作品展』を開催しています。

